

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る内閣府令・総務省令
事項説明資料
〈郵政民営化法第8章第3節、第9章第3節関係〉

平成19年9月6日
金融庁・総務省
内閣官房郵政民営化推進室

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の改正

1. 「金融商品取引法」の施行に伴う改正

当該改正は引用条項の変更、用語の定義の新設・分類方法の変更がなされたことによるものであり、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務範囲等に関し、内容の変更を伴うものではない（施行日：平成19年9月30日）。

2. 「株式会社商工組合中央金庫法」の施行に伴う改正（第3条第1項第1号関係）

「商工中央金庫」を「株式会社商工中央金庫」に改正（施行日：平成20年10月1日）。

3. 「株式会社日本政策金融公庫法」の施行に伴う改正（第3条第1項第6号関係）

「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に、「国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）第十八条第二号」を「株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第二号の下欄」に改正（施行日：平成20年10月1日）。

（参考）

- ・ 民営化当初の郵便貯金銀行及び郵便保険会社の業務範囲については、郵政民営化法により制限されており、その具体的な内容に関しては、現在の日本郵政公社の業務の範囲と同様のものとなるよう、関係政省令により規定されている。
- ・ 当該内閣府令・総務省令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、主務大臣は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされている。（郵政民営化法第123条、第151条）

(参照条文)

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）

(業務の制限)

第百十条 郵便貯金銀行は、次に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けなければならない。

一～三 (略)

四 金融商品取引法第三十三条第二項 各号に掲げる有価証券又は取引について、当該各号に定める行為を行う業務（次に掲げる業務を除く。）

イ (略)

ロ 国債証券等に係る有価証券の募集（金融商品取引法第二条第三項 に規定する有価証券の募集をいう。ハにおいて同じ。）の取扱いその他の
内閣府令・総務省令で定める行為を行う業務

ハ (略)

五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める業務

2～6 (略)

第百二十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 第百十条第一項第四号ロ若しくはハ若しくは第六号、第百十一条第八項、第百十二条第一項、第百十六条第三項又は第百二十条第一項第七号
若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

第百五十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

一 (略)

二 第百三十八条第二項第六号、第百三十九条第八項、第百四十条第一項、第百四十四条第三項又は第百四十九条第一項第七号若しくは第八号の
内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

(業務の制限)

第百三十八条 (略)

2 郵便保険会社は、保険料として收受した金銭その他の資産を次に掲げる方法以外の方法により運用しようとするときは、内閣総理大臣及び総務
大臣の認可を受けなければならない。

一～五 (略)

六 前各号に掲げる方法のほか、内閣府令・総務省令で定める方法

3～5 (略)